

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年6月2日 公表

特定事業主名：那須烏山市

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	118.9%
全職員	76.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	94.1%
本庁課長補佐相当職	92.5%
本庁係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	112.2%
31～35年	90.8%
26～30年	-
21～25年	90.1%
16～20年	71.9%
11～15年	89.6%
6～10年	88.8%
1～5年	79.1%

【説明欄】

◆ I-1について
「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、女性の会計年度任用職員の一部に認定こども園及び保育園での時間外勤務が発生しているため、時間外勤務手当の支給状況が男女の給与差異に影響している。

◆ I-2(2)について
勤続年数36年以上の区分では、一部の男性職員が役職定年制により非管理監督職へ降任し、給料月額7割措置の対象となっている一方、女性職員には該当者がいないため、男女の給与差異が大きくなっている。

◆ I-2(1)及び(2)について
「-」の記載となっている項目は、女性職員対象者がいない項目となっている。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	17.1%

【説明欄】

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は17.1%であり、今後も職員の能力、意欲及び適性を踏まえながら、性別にかかわらず人材育成及び登用を進めていく。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	18.2%
本庁課長補佐相当職	31.3%
本庁係長相当職	47.8%

【説明欄】

上位の役職段階では女性職員の割合が低い状況にあるため、人材育成等を通じて、女性職員の登用につながる環境づくりに努める。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	-
女性	-

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	16.7%	0.0%	-	-
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	-	-
2週間以上1月以下	16.7%	0.0%	-	-
1月超3月以下	49.9%	0.0%	-	-
3月超6月以下	0.0%	0.0%	-	-
6月超9月以下	16.7%	0.0%	-	-
9月超12月以下	0.0%	33.3%	-	-
12月超24月以下	0.0%	66.7%	-	-
24月超	0.0%	0.0%	-	-

【説明欄】

会計年度任用職員については、令和7年度において新たに育児休業の取得対象となった職員が、男性・女性ともいなかったため、育児休業取得率及び取得期間の分布状況は「-」としている。

IV 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.4時間/月
内部部局等以外	3.9時間/月

【説明欄】

- ◆内部部局等以外の対象職員：診療所、認定こども園、保育園及び小中学校職員を除いた職員
- ◆内部部局等の対象職員：上記の職員を除いた職員